

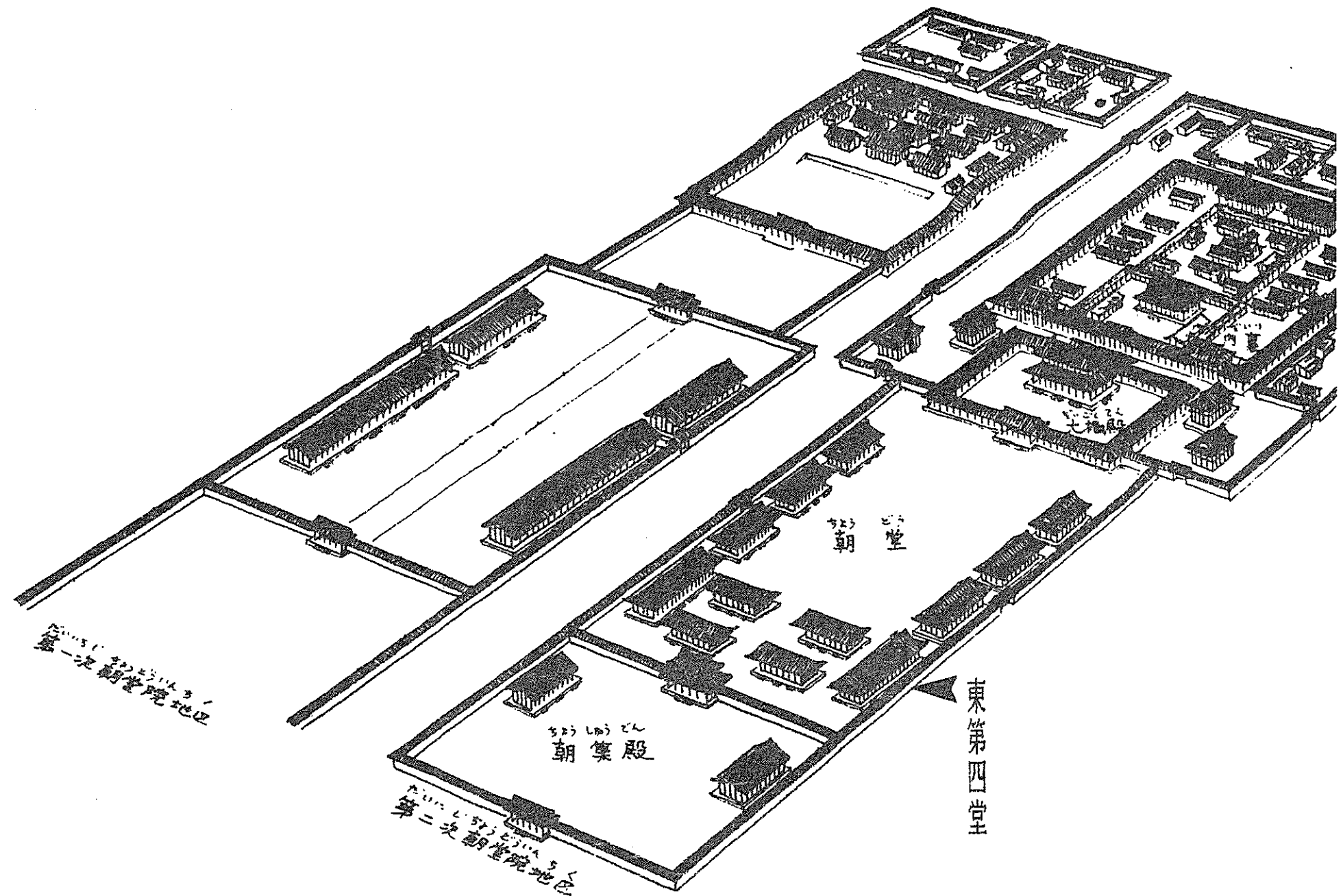
### 調査の経緯

この場所は第二次朝堂院の東第四堂で、第二次朝堂院ではその東半分を継続して調査してきました。これまで、朝堂に関しては北から東第一堂（第161次）、東第二堂（第173次）、東第三堂（第203次）まで調査し、奈良時代後半の礎石建物（上層建物）の規模・構造が明らかになり、また各堂の下層には奈良時代前半の掘立柱建物（下層建物）があったことも判明しました。このほか朝堂院東門の一部（第203次）、さらに朝堂院の朝廷部分では大嘗宮の遺構（第163・169・188次）が発見されています。

今回の調査の目的は、東第四堂の上層建物の規模・構造と下層建物の有無を確認することです。10月4日から面積約2200㎡を対象に調査を始め、当初の予想に反し上層遺構の保存が良く、その規模が判明しました。一方、下層遺構は上層建物の基壇土に覆われ、近代の井戸の断面で柱穴が1つ発見されているだけです。そこでまず上層遺構の記録を行い、皆様に保存の良い上層遺構を公開した後に、下層遺構の本格的調査を行おうということになりました。

### 東第四堂発見の遺構

上層建物の基壇 程度の差はありますが、基壇土は南端を除き残っており、北3分の1の保存が特に良いです。基壇の外装は凝灰岩の切り石が使用され、それが抜き取られた跡が溝状になり、基壇の規模が南北60.9m（203尺）、東西18m（60尺）と長大であったことが判明しました。また東第一～三堂までは東西各3つだった階段が、第四堂では5つありました。北面階段は従来同様1つで、南面階段は削平されていますが、かつては1つあったのでしょうか。



平城宮第二次

# 朝堂院東第四堂

平城宮跡第213次発掘調査中間報告

**上層建物** 基壇上には礎石を据えた穴が13ヶ所残され、中に根石が入っています。これと階段の位置から、桁行15間、梁行4間の四面に底の付く建物であったことが判明しました。柱間寸法は、身舎が3.9m(13尺)で、底の出が3m(10尺)ですから、上層建物は南北56.7m(189尺)、東西13.8m(46尺)だったこととなります。東第四堂は東西の幅は東第一～三堂に揃っていますが、南北長は非常に長いです。

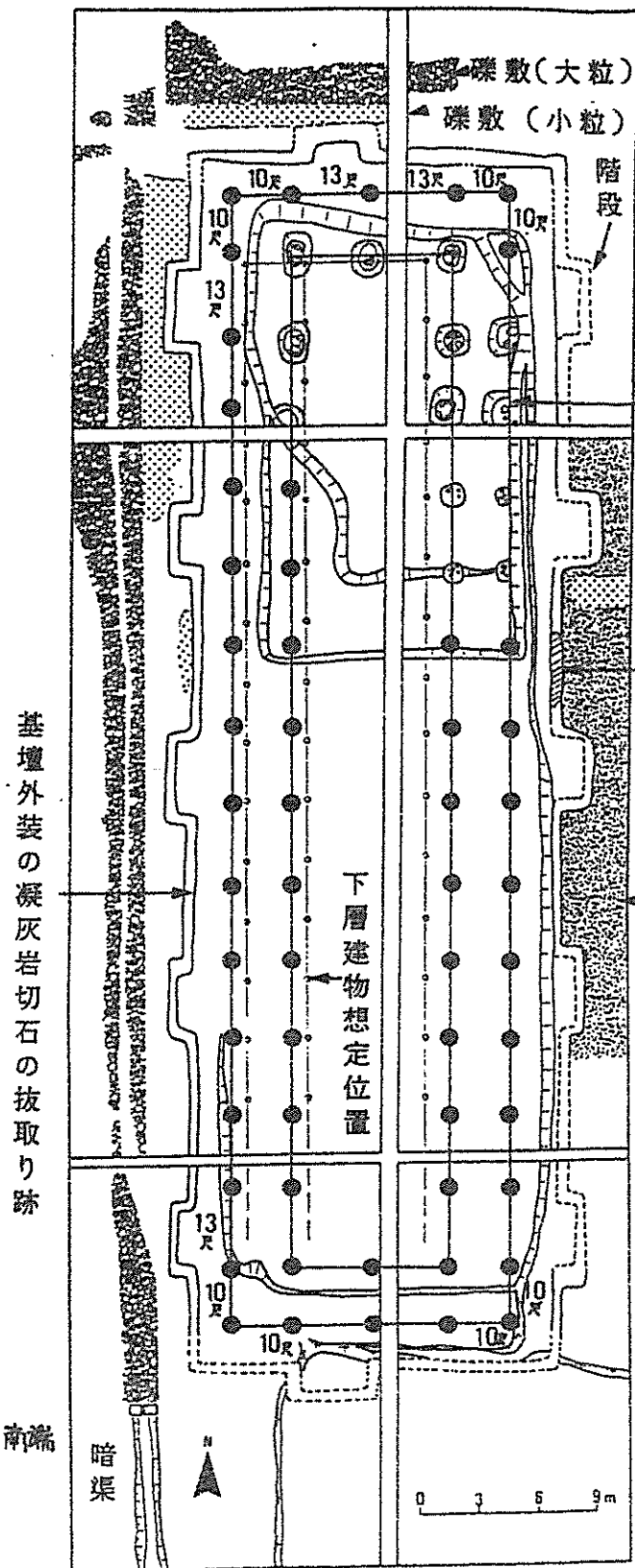
**上層基壇周辺の舗装** 基壇の北と西に隣接したところは、石敷で舗装されています。基壇に接している部分は小粒の礫が、その外側は大粒の礫が使われています。これも東第一～三堂では良くわかっていませんでした。また、礫が敷分けられたところに排水用の暗渠があり、南北方向のものは東第一堂まで続きます。基壇の東は凝灰岩をつぶしたものを突き固めて舗装しています。その下に礫敷が見えるところがありますから、舗装は複数回行われたのでしょう。

**下層建物の柱穴** 近代の井戸の断面で一辺約2mの掘立柱の掘形と柱抜き穴が発見されています。その位置は後述します下層建物の柱の想定位置に一致しますので、下層建物のものと推定しています。

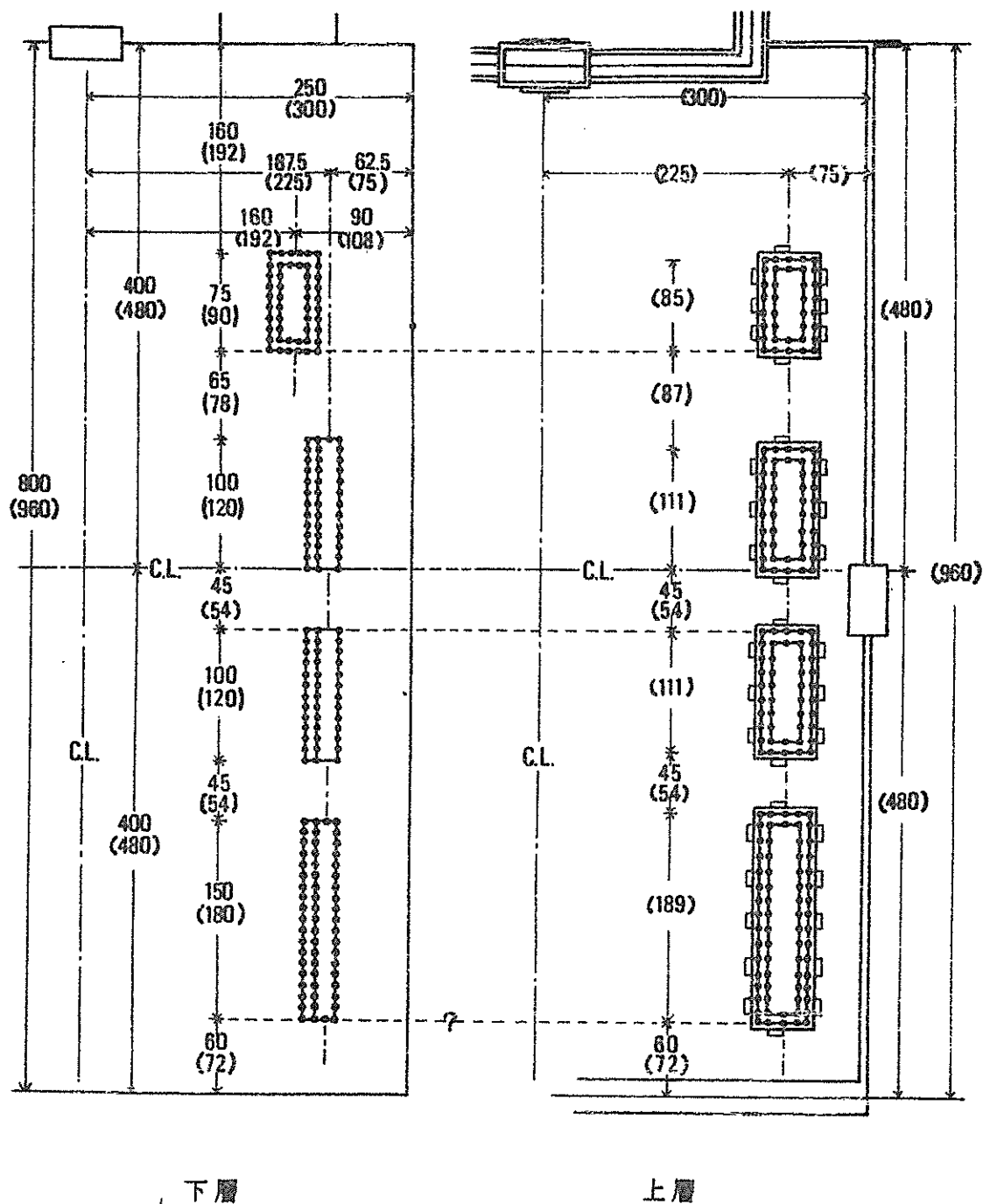
**第二次朝堂院設計計画図**

上層建物の柱間寸法、東西幅、側柱筋は東第一～四堂は揃いますが、桁行は第一堂が7間、第二・三堂が9間、第四堂が15間です。第一～二堂間を広くとり、第二～三、第三～四堂間は54尺に揃えています。

上層建物の配置は完全に大尺による下層建物の配置計画に規制されています。第二堂は下・上層とも朝堂院の南北の中軸線上にのり、第一堂、第三堂も建物の南か北の妻柱を下層に合わせています。未検出の下層第四堂と上層の南妻柱位置は一致すると考えると、非常に合理的な設計図が推定できます。



東第四堂で発見された遺構

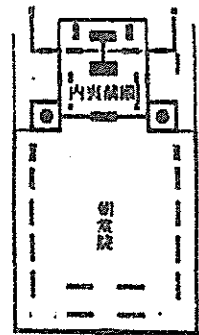


( ) なしは大尺 (0.3553m, 小尺の1.2倍)  
 ( ) ありは小尺

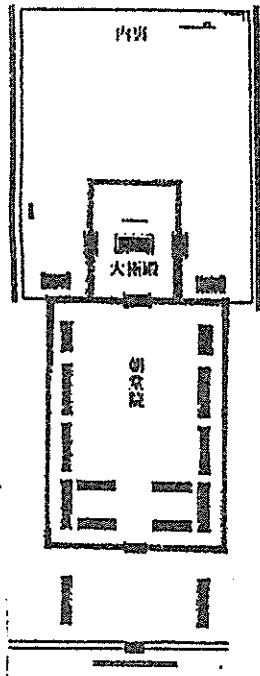
第二次朝堂院設計計画図 (第五・六堂を除く)

### 朝堂院と東第四堂の比較

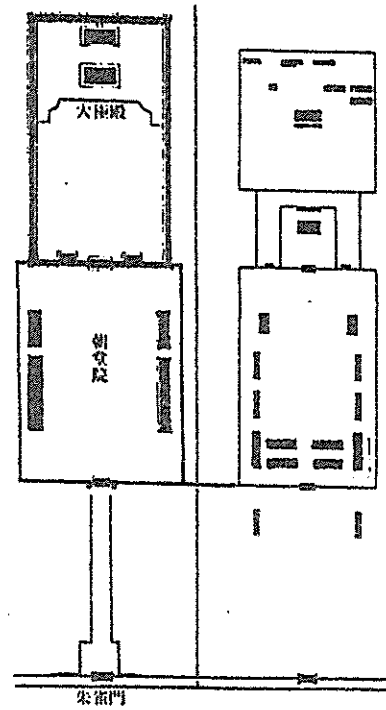
前期難波宮  
(652?~686)



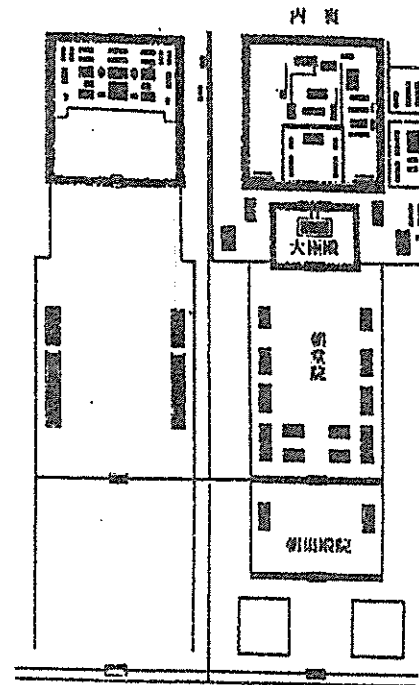
藤原宮  
(694~710)



平城宮  
(8世紀前半)



平城宮  
(8世紀後半)



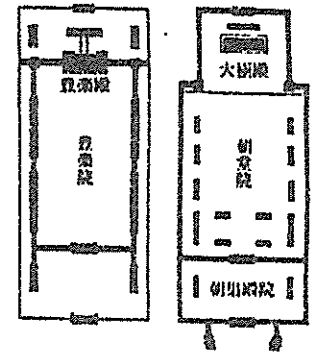
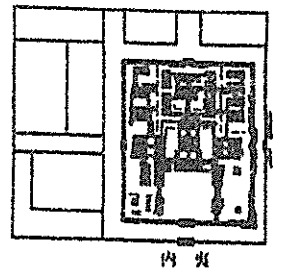
後期難波宮  
(723~784)



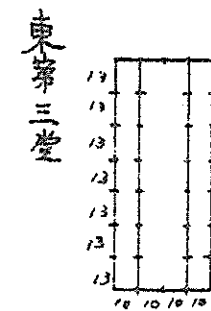
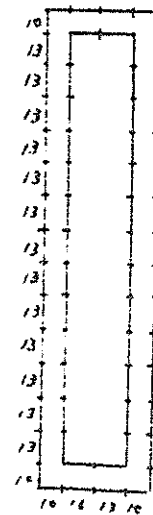
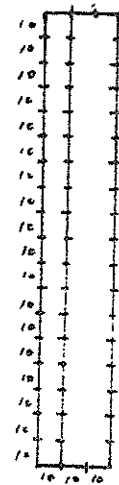
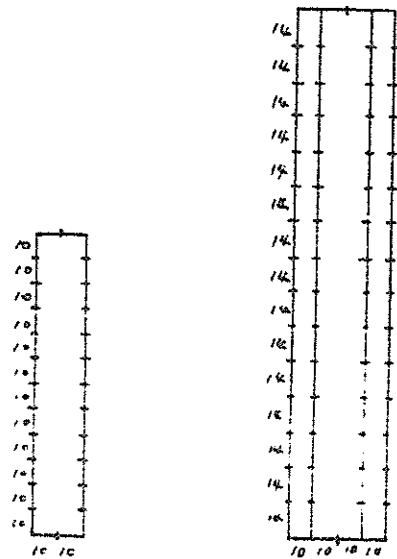
長岡宮  
(784~794)



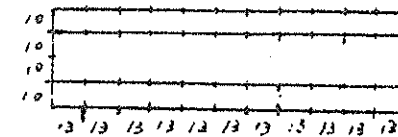
平安宮  
(794~?)



0 700m

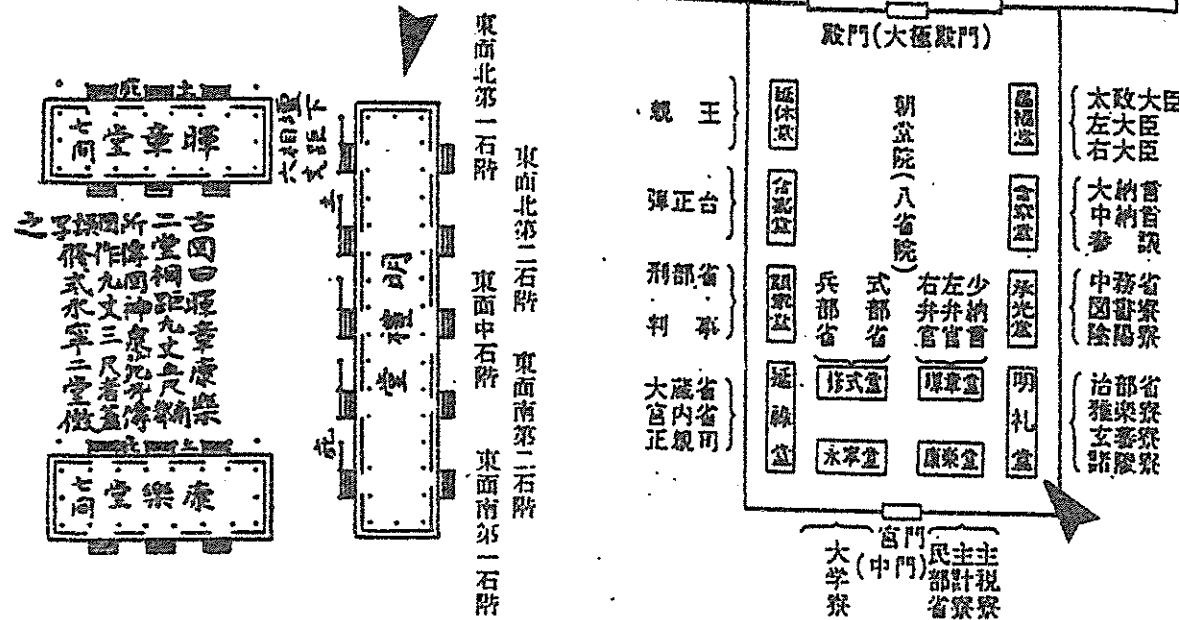


東第四堂



(寸法不明)

### 大内裏図考證にみる平安宮 朝堂院東第四堂（明礼堂）



#### 朝堂院東第四堂の機能

今回の調査では東第四堂の機能を裏付ける遺物は発見されていません。平安宮朝堂院の東第四堂は、それを推定する上で大いに参考になります。平安宮の東第四堂は明礼堂と呼ばれ、八省のうち治部省とそれに属する3つの寮の役人が着座し、儀礼に列席したり、仕事をしたところです。平安宮の東第四堂は桁行きが15間で階段も東西各5つで、平城宮の上層東第四堂によく似ています。

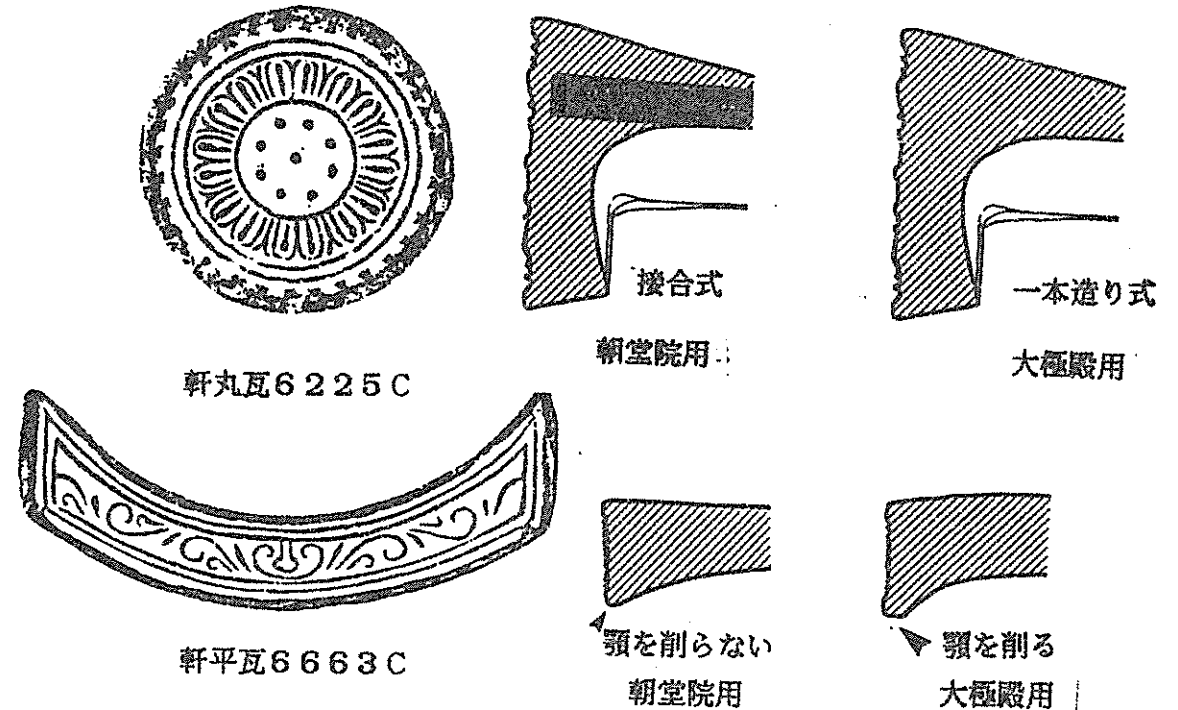
治部省は祥瑞、葬式、国の忌日、姓氏・系譜や役人の継承・婚姻、外交関係の事務、などの仕事をする役所です。大宝律令制定以前は理官と呼ばれました。大宝律令の制定以降、官人の秩序は氏姓ではなく、位階の高低によることになったため、位階を担当する式部省の重要性が高まり、治部省は形式的な儀礼などを担当するようになりました。とはいうものの、八省の中では中務、式部に次いで三番目の格付けがされ、朝堂の第四堂を単独で占めることができたのは、大宝律令以前の氏姓が社会において大きな意味をもっており、それを担当した理官の地位が高かったという伝統によるものでしょう。

#### 「参考」

朱 云わく、朝参儀式、五位以上は東西殿前に列し、弁官は弁官殿前に列し、六位以下は式部寮弁官殿の後ろに列するなり。

朱 = (令集解 儀制令文武官条) 養老令の註釈書の一つ、平安時代に成立

### 平城宮第二次朝堂院上層建物の軒瓦



東第四堂で出土した軒瓦は1組で、軒丸瓦6225Cと軒平瓦6663Cです。これは主として都を平城に戻した745年以降に大極殿や朝堂院のために作った軒瓦です。ただし、朝堂院で出土する軒瓦と大極殿のそれとは文様はまったく同じですが、作り方に違いがあり、とくに朝堂院の軒平瓦6663Cは、瓦の粘土に文様をつける木型(箔型)の傷が少なく、瓦の頸先を削らないタイプで、大極殿出土の6663Cと比べて古い技術伝統を残しています。この解釈も今後の大きな課題と言えます。